

F D 研 究 検 討 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事</p> <p>(2) 研究科、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) 学務部長</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号及び第4号の委員のうちから、委員の互選によって選出する。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) 国際高等教育院の教授又は准教授 1名</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員のうちから、委員の互選によって選出する。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年6月4日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第3号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。</p>